

本会議における午前中の一般質問者数のくり上げについて

『議会・委員会運営に関する申し合わせ確認事項』の「第2 本会議 11 一般質問」を以下のように改める。(波線部分；③において「また、」以下を追記)

11 一般質問

① (略)

② (略)

③ 質問順序は、改選後の最初の定例会を起点として、比例配分の考え方に基づき、交渉会派の大会派順に頭順送りとする。

ただし、同一会派で複数の質問者がいる場合は、同一会派の質問者の全員が同日に質問を行わないよう、また、同一会派の質問者が連続して質問を行わないよう質問順序を調整する。

なお、交渉会派以外の質問順序は、上記の考え方に基づき、議会運営委員会で決定する。

また、効率的な会議運営の観点から、第2回定例会から第4回定例会の本会議2日目、および第1回定例会の本会議3日目は、午前中の一般質問者を3名とする。加えて、第1回定例会の本会議2日目において、会派数により代表質問がない場合についても、同様の取り扱いを可能とする。

④ 以下、(略)

【参考】 議会改革検討会 最終報告 (抜粋)

「本会議における午前中の一般質問者数のくり上げ」

(c) 結論 (到達点)

効率的な会議運営の観点から、第2回定例会から第4回定例会の本会議2日目、および第1回定例会の本会議3日目は、午前中の一般質問者を現状の2名から3名に増やすこととする。また、会派の数により第1回定例会の本会議2日目に代表質問がない場合は、午前中の質問者数を3名とすることも可能な取扱いとする。

なお、休憩開始時刻が正午を過ぎた場合でも、昼休憩の時間は60分とする。